平成２７年（フ）第８５号
埼玉県川越市伊勢原町５丁目５番地12　リバーサイド弐番街804号室
債務者　佐藤　　忍
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　太司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月９日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１０２号
長野県北安曇郡松川村5721番地1706
債務者　森　　千春（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第４９号
岐阜県多治見市旭ケ丘６丁目６番地の26、申立時の住所岐阜県多治見市若松町４丁目57番地
債務者　ピーデーエス　梶田貢央こと　梶田　充洋
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　了照
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月14日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第４２０号
さいたま市大宮区三橋４丁目889番地１
債務者　松田　キヨ
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久田　勝也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６８８号
横浜市南区宮元町２丁目37番地　モルゲンロート薗田504号
債務者　門井　幸夫
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　信也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８３３号
横浜市鶴見区駒岡４丁目15番34号
債務者　伊藤　和之
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上升　栄治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８号
岐阜県可児市鳩吹台３丁目18番地
債務者　大橋　清次
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石垣　智康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第８０１号
横浜市南区中村町５丁目317番地２　ライオンズマンション天神橋105号室
債務者　隅田　紘一
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諸節　　統
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月14日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８０２号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸６丁目５番18号　Ｂ棟
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諸節　　統
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月14日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８号
山口県柳井市柳井3300番地８
債務者　西部　　実
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　勉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
山口地方裁判所岩国支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１１０号
札幌市豊平区美園３条１丁目２番１―606号
債務者　宮部　百恵
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５８５号
北海道石狩市花川北７条３丁目40番地　市営住宅花川団地12Ａ―202
債務者　奥野　秀一
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６４４号
札幌市豊平区西岡２条１丁目６番６号
債務者　小田原美香
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６７１号
北海道石狩市花川北６条５丁目161番地１陽ハウス101号
債務者　三手木トメ子
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６８４号
札幌市白石区平和通11丁目南１番13号　ベルメゾン平和101号
債務者　細川　直美
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６９３号
札幌市南区澄川６条３丁目２番４―104号
債務者　星野　和利（旧姓土谷）
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７２０号
札幌市白石区南郷通８丁目南４番21号　テラスハウス南郷201号
債務者　三上　孝子
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部